

請負契約書(案)

契約件名 実験動物施設(犬舎等)管理一式請負契約(単価契約)

請負代金額 1時間当たり金 円(うち消費税及び地方消費税額 円)

(上記の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負金額に108分の8を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学(以下「甲」という。)と請負者 (以下「乙」という。)との間において、上記の請負(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項により請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書及び業務実施要領に基づき業務を行うものとする。

第2条 本契約の契約期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第3条 請負代金は、毎月払いとし、乙は当該月の業務完了後、当該月の総業務時間に請負金額を乗じて得た額を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書受理後40日以内に支払うものとする。

第4条 請負代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第5条 契約保証金は免除する。

第6条 税法の改正により、消費税等の税率変更があった場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変更後の税率により計算する。

第7条 乙は、業務の遂行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、その損害を賠償するものとする。

第8条 甲は、乙が業務の実施に著しく誠意を欠き、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認めるときは、直ちにこの契約を解除するものとする。

第9条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第10条 本契約に定めのない事項または本契約の各条文の解釈について疑義を生じた場合には、甲・乙協議の上、これを解決するものとする。

第11条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙